

## 利用約款

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

医療法人社団光仁会

介護老人保健施設「べにまんさくの里」



#### 〔約款の目的〕

第1条 介護老人保健施設「べにまんさくの里」（以下「当施設」という。）は、要介護状態（要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

#### 〔事業の目的〕

第2条 当施設は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように一時的に介護保健施設サービスを提供することを目的とします。

#### 〔運営方針〕

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようケアプランに基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者家族の身体的、精神的軽減を図ることを目指します。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束等を行いません。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に「美しく」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

5 サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又は身元引受人に対して、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努めます。

#### 〔適用期間〕

第4条 本約款は、利用者が介護老人保健施設「べにまんさくの里」短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項ならびに第6条又は第7条に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

#### 〔身元引受人〕

第5条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を、極度額20万円の範囲内で利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人とは別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設及び職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項の但し書きの場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払

いやこれに対する利息及び賠償すべき損害の有無、ならびにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### 〔利用者からの解除〕

第6条 利用者は、当施設に対し利用中止の意思表示をすることにより、本約款に基づく短期入所サービス利用を解除することができます。なお、この場合利用者又は身元引受人は、速やかに利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします。）。

2 身元引受人も前項と同様に短期入所サービス利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

#### 〔当施設からの解除〕

第7条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所サービスの提供を行うことができないと判断された場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者が、当施設及び職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤ 第5条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により当施設の利用ができない場合。
- ⑦ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所サービスの提供を超えると判断された場合。

#### 〔利用料金〕

第8条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく短期入所サービスの対価として、別紙2の料金表をもとに計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者若しくは身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別紙2の4によるものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者若しくは身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。なお、領収書の再発行は原則として行いません。

#### 〔記録〕

第9条 当施設は、利用者の短期入所サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します（診療録については5年間保管します。）。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認し当施設が必要と認める場合、実費を徴収のうえこれに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合、その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して、連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人の指定する者が、第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、実費を徴収のうえこれに応じます。但し、利用者の利益に反する

おそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

〔秘密の保持及び個人情報の保護〕

第10条 当施設及び職員（退職者も含む）は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び身元引受人、ならびに利用者及び身元引受人の指定する者に関する個人情報の利用目的を別紙4のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

〔職員の質の確保〕

第11条 当施設は、当施設職員の資質向上ならびに利用者の尊厳の保障を実現させるため、資格を有さない介護に従事する当施設職員に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる等必要な措置を講じます。

〔ハラスメント対策〕

第12条 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、男女雇用機会均等法ならびに労働施策総合推進法を指針とし、職場におけるハラスメント対策に講じるものとしします。

〔感染対策〕

第13条 当施設は、感染症ならびに食中毒の予防及びまん延防止のため担当者を設置し、指針を定め体制を整備し、感染対策委員会を3月に1回開催するとともに、当施設職員に対して年2回の研修及び訓練を実施します。

〔業務継続計画等の策定〕

第14条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的な実施、及び非常時の体制での早期業務再開を図るため、業務継続計画を策定するとともに体制を整備し、定期的な見直しを行い、当施設職員に対して年2回の研修及び訓練を実施します。

〔身体的拘束等〕

第15条 当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、当施設管理者及び医師が判断し、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者へ連絡します。

2 身体拘束にまで至らないが、利用者の安全確保を行うための見守り行為として、離床センサー・見守りカメラを必要に応じて使用することがあります。使用の際は開始日時を診療録に記載します。（施設出入口周辺には安全確保のため防犯カメラを設置しています）

3 当施設は、身体的拘束等の適正化のために担当者を設置し、指針を定め、対策を検討するための委員会を月に1回開催するとともに、年2回の研修を実施します。

〔虐待防止に関する事項〕

第16条 当施設は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために担当者を設置し、指針を定め、虐待防止等のための対策委員会を月1回開催するとともに、当施設職員に対して年2回の研修を実施します。又、利用約款第19条ならびに別紙1-8に定めるとおり、利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備し、その他必要な措置を講じます。

2 当施設は、サービス提供中に施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報するものとします。

〔緊急時の対応〕

第17条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 当施設は、前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、身元引受人、又は利用者

若しくは身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。

〔安全対策ならびに事故発生時の対応〕

第 18 条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するため、介護・医療事故を防止するための研修を受けた担当者を置くとともに、指針を定め体制を整備し、月 1 回の安全対策委員会を開催し、当施設職員に対して年 2 回の研修を実施します。又、サービス提供等により事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 当施設は、前項のほか、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者、ならびに保険者の指定する行政機関に対し速やかに連絡します。

〔要望又は苦情等の申出〕

第 19 条 利用者及び身元引受人、又は利用者及び身元引受人が指定した者は、当施設の提供する短期入所サービスに対しての要望又は苦情等について担当支援相談員に申し出ることができ、又備付けの用紙や管理者宛ての文書等で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函し申し出ることができます。

〔賠償責任〕

第 20 条 短期入所サービスの提供に伴い、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、その損害を賠償するものとします。

3 当施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

〔利用契約に定めのない事項〕

第 21 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、当施設と利用者又は身元引受人が各 1 通を保有するものとする。

## 【別紙1】

### 介護老人保健施設「べにまんさくの里」のご案内 (令和6年4月1日現在)

#### 1. 施設の概要

##### (1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設「べにまんさくの里」
・開設年月日	平成13年2月1日
・所在地	広島県廿日市市大野1320番地
・電話番号	0829-50-0031
・ファックス番号	0829-50-0037
・管理者名	施設長 沖 修一
・提供サービス	介護老人保健施設 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

##### (2) 目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上の世話などの介護保健施設サービスを提供し、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援することで、利用者が1日でも早く家庭での生活に戻ることができ、又居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のとおり設理念及び職員行動規範を定めています。ご理解いただいた上でご利用下さい。

##### ○「べにまんさくの里」の施設理念

「べにまんさくの里」は、「利用者様が自立した生活を営むことを支援し、家庭復帰を目指すとともに在宅生活が維持できるよう支援を行います」

- 1、利用者様の身体面、精神面、社会面をトータルに理解し、医療・看護・介護・リハビリの支援を行います。
- 2、明るく家庭的な雰囲気の中で、利用者様の意思と人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供を行います。
- 3、地域社会と連携して地域の在宅ケアを支援し、地域へ貢献します。

##### ○介護老人保健施設「べにまんさくの里」の職員行動規範

- 1、私達は、利用者様はお客様ということを念頭に置き、笑顔で優しく丁寧な言葉遣いをします。
- 2、私達は、利用者様やご家族から不快に思われない清潔感のある身だしなみをします。
- 3、私達は、どのような時も利用者様を中心に考え、利用者様本位の援助計画を立案します。
- 4、私達は、その計画されている援助内容を把握し、全職員が統一して確実に実施します。
- 5、私達は、利用者様はもちろんのこと、その取り巻く環境・人間関係へも気配り・目配り・こころ配りを徹底します。
- 6、私達は、プロ意識を持って、自己啓発・技術向上に努めます。

##### (3) 職員体制

##### ○老人保健施設（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護）

管理者	1名
医師（施設長）	1名以上
薬剤師	1名以上
歯科衛生士	1名以上

看護職員	10名以上
介護職員	24名以上
支援相談員	1名以上
作業療法士	1名以上
理学療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上
管理栄養士	1名以上
介護支援専門員	1名以上
事務員	1名以上

○通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

管理者	1名
医師(施設長)	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	3名以上
支援相談員	1名以上
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
介護助手	1名以上
運転手	1名以上
事務員	1名以上

○訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

管理者	1名
医師	1名以上
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上

(4) 定員等

○老人保健施設(短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護)

- ・定員 100名
- ・短期入所療養介護の利用定員数は、入所定員数より実入所者数を差し引いた数とし、介護予防短期入所療養介護と合わせて最大 10人程度。
- ・療養室 個室 8室、2人室 6室、4人室 20室

○通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

- ・定員 40名
- ・休日(日曜日、12月30日から12月31日、1月1日から1月3日、8月14日から8月16日)
- ・サービス提供時間 9:45から16:00

○訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

- ・休日(日曜日、12月30日から12月31日、1月1日から1月3日、8月14日から8月16日)
- ・サービス提供時間 8:30から17:30

2. サービス内容

- ① ケアプランの立案・実施・評価
- ② リハビリテーション計画の立案・実施・評価
- ③ 食事(食事は原則として食堂でお召し上がりいただきます。)
  - 朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
- ④ 入浴(利用者は、最低週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 口腔衛生管理、口腔機能の評価
- ⑧ 栄養管理、栄養ケアマネジメンと評価
- ⑨ 利用者が選定する特別食の提供
- ⑩ リハビリテーション
- ⑪ レクリエーション
- ⑫ 相談援助
- ⑬ 送迎
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

※これらのサービスのなかには、基本料金とは別に利用料金をいただく場合があります

### 3. オンラインツール等を活用した会議の開催

当施設では、多職種連携の促進、又感染予防対策の観点から、サービス提供に係る各種会議について（利用者の居宅訪問の実施が求められるものを除く）利用約款第10条に定めるとおり法令を遵守し別紙4において利用者ならびに身元引受人の同意を得たうえで、状況に応じてテレビ電話等を活用した対面を伴わない会議を実施します。

### 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### ○協力医療機関

- ・名称 広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院  
住所 広島県廿日市市地御前一丁目3番3号 電話 (0829) 36-3111
- ・名称 医療法人社団貴和会佐伯中央病院  
住所 広島県廿日市市佐伯町津田4180 電話 (0829) 72-1100

#### ○協力歯科医療機関

- ・名称 村上歯科  
住所 広島県廿日市市前空5-2-5 電話 (0829) 50-6666
- ・名称 あかぎ歯科医院  
住所 広島県廿日市市阿品台1-12-36 電話 (0829) 38-1881

### 5. 利用に当たっての留意事項

- ・介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、原爆手帳、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、特定疾患医療受給者証、重度心身障害者医療費受給者証は、初回利用時に必ずご提示下さい。また更新及び記載事項の変更等があった場合については速やかに受付へご提示下さい。
- ・利用中は原則として他の病院を受診することができません。他の病院へ受診を希望する場合は、必ず職員にご相談下さい。
- ・利用時の所持品の紛失、破損について一切責任は負いません。貴重品や不必要な物はお持ちにならないようお願いいたします。尚、所持品には必ずご記名ください。
- ・携帯電話については、自己責任(家族の同意)に於いて持ち込みは可能ですが他の利用者の迷惑にならないように使用をお願いします。
- ・施設内での飲酒、利用者間の金品の授受及び貸借、喫煙は禁止します。
- ・緊急に他の医療機関へ入院を要する場合、御家族への連絡が後になる場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 6. 非常災害対策

- ・ 防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知装置、非常通報装置、非常警報装置、避難器具、誘導等、非常用電源
- ・ 防災訓練      年2回

## 7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して当施設のサービスをご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 8. 要望及び苦情等の相談

苦情相談窓口

①介護老人保健施設べにまんさくの里

廿日市市大野1320番地

0829-50-0031（代表）

担当：古瀬 剛（支援相談員）

②廿日市市役所 大野支所 健康福祉グループ

廿日市市大野一丁目1番1号

0829-30-1006

③廿日市市役所 高齢介護課 認定・指導グループ

廿日市市新宮一丁目13番1号

0829-30-9196

④広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課

広島市中区東白島町19番49号 国保会館

082-554-0783

要望や苦情等につきましては、担当支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、各階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただくか、管理者に直接お申し出いただくことも可能です。

## 9. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価については実施していません。

【別紙2】

短期入所サービスの利用料について  
(令和7年4月1日現在)

1、介護保険給付によるサービス料

下表の金額は、介護保険負担割合証の負担割合が1割の場合の金額です。

自己負担額は、地域区分(7級地)により、合計金額に1.014を乗じた金額となります。

○介護予防短期入所療養介護

介護予防 短期入所療養介護費Ⅰ 部屋タイプ/1日		介護度	
		要支援1	要支援2
基本型	個室	579円	726円
	多床室	613円	774円
在宅強化型	個室	632円	778円
	多床室	672円	834円

○短期入所療養介護

短期入所療養介護費Ⅰ 部屋タイプ/1日		介護度				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本型	個室	753円	801円	864円	918円	971円
	多床室	830円	880円	944円	997円	1,052円
在宅強化型	個室	819円	893円	958円	1,017円	1,074円
	多床室	902円	979円	1,044円	1,102円	1,161円
特定短期入所療養介護費/日						
3時間以上4時間未満		664円				
4時間以上6時間未満		927円				
6時間以上8時間未満		1,296円				

加算項目	利用料	サービス内容
送迎加算	184円/片道	<ul style="list-style-type: none"> <li>送迎が必要と認められる利用者を対象とする</li> <li>自宅から施設への送迎を行う</li> </ul>
緊急短期入所受入加算	90円/日 (7日以内) (状況により14日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画において実施することとなっていない短期入所を緊急に実施した場合</li> </ul>
個別リハビリテーション加算	240円/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師・看護職員・理学療法士等が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、個別リハビリテーションを20分以上実施する</li> </ul>

総合医学管理加算	275円/日 (10日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時施設療養費加算を実施していない利用者を対象とする</li> <li>治療管理を目的とし、居宅サービス計画において実施することとなっていない短期入所を実施した場合</li> </ul>
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日 (7日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の行動・心理状態が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合</li> </ul>
若年性認知症利用者受け入れ加算	120円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年性認知症利用者を対象とする</li> <li>個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供する</li> </ul>
	60円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定介護老人保健施設短期入所療養介護を利用する若年性認知症利用者を対象とする</li> <li>個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供する</li> </ul>
療養食加算	8円/1食	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士又は栄養士が食事の提供を管理し、入所者の年齢、心身の状況により適切な栄養量及び内容の食事を提供している</li> <li>医師より疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、献立表を作成する</li> <li>厚生労働省が定める特別食(糖尿病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食及び特別な検査食)を提供する</li> </ul>
緊急時治療管理	518円/日 (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の病状が著しく変化した場合で緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合</li> </ul>
重度療養管理加算	120円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護4・5の利用者を対象とする</li> <li>厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養に必要な処置等を行った場合</li> </ul>
	60円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定介護老人保健施設短期入所療養介護を利用する要介護4・5の利用者を対象とする</li> <li>厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養に必要な処置等を行った場合</li> </ul>
口腔連携強化加算	50円/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>他サービス事業所において口腔に関わるサービスを受けていない利用者を対象とする</li> <li>歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保している</li> <li>口腔の健康状態の評価を実施し、介護支援専門員を通じて主治医へ情報提供等を行う</li> </ul>
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会において、介護機器を活用する際の入所者の安全及びケアの質の確保、職員の負担軽減及び勤務状況への配慮、介護機器の定期点検、業務効率化、及び質の向上ならびに職員の負担軽減を図るための研修を検討、実施している</li> <li>年度ごとに厚生労働省へ報告している</li> </ul>
夜勤職員配置加算	24円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣が定める夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たしている</li> </ul>

在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅱ)	51円/日 ※1	▶ 在宅強化型介護老人保健施設で所定の条件を満たしている
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	▶ 介護福祉士を80%以上、又は勤務年数10年以上の職員を35%以上配置している
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の7.5% ※2 (令和6年6月1日以降)	厚生労働大臣の定める基準に適合している
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の3.9% ※2 (令和6年5月31日以内)	厚生労働大臣の定める基準に適合している
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.1% ※2 (令和6年5月31日以内)	厚生労働大臣が定める基準に適合している
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の1.7% ※2 (令和6年5月31日以内)	厚生労働大臣が定める基準に適合している
介護職員等 ベースアップ等支援加算	所定単位数の0.8% ※2 (令和6年5月31日以内)	厚生労働大臣が定める基準に適合している

※1 次の10項目(①在宅復帰率②ベッド回転率③入所前後訪問指導割合④退所前後訪問指導割合⑤居宅サービス実施数⑥リハビリテーション専門職の配置割合⑦支援相談員の配置割合⑧要介護4又5の割合⑨喀痰吸引の実施割合⑩経管栄養の実施割合)の合計点が20点以上の場合「基本型」、40点以上は「基本型」に「在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)」を加算、60点以上は「在宅強化型」、70点以上は「在宅強化型」に「在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)」を加算する

※2 介護処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について、所定単位数とは、基本サービス費に各種加減算を行った総単位数とし、当該加算は区分支給限度額の対象外とする

## 2、介護保険給付以外のサービス料

### ①利用料

費目	金額	備考
食費	370円/朝 850円/昼 600円/夜	負担限度額 1～3 段階の方は、自己負担限度額のお支払となります
居住費(1 人部屋)	1,840円/1日	負担限度額 1～3 段階の方は、自己負担限度額のお支払となります
居住費(2 人部屋・4 人部屋)	480円/1日	負担限度額 1～3 段階の方は、自己負担限度額のお支払となります
特別な室料(1 人部屋)	1,130円/1日	-
特別な室料(2 人部屋)	600円/1日	-
日用品費	180円/1日	石けん・シャンプー・おしぼり等
教養娯楽費	実費	行事・クラブ活動等
電気器具使用料	60円/1製品	電気製品のご利用の際には、職員へお申し出下さい
テレビ利用料	120円/1日	-
理美容代	カット 2,100円 顔剃り 1,500円 カット+顔剃り2,500円	要予約
文書料 医療費控除証明書 紹介状 普通診断書 普通診断書(検査) 死亡診断書	1,200円/1 通 2,300円/1 通 3,400円/1 通 4,500円/1 通 5,600円/1 通	-

### ②洗濯代

品名	料金/枚	品名	料金/枚
タオル・靴下	60円	寝巻き(上)	150円
バスタオル	80円	寝巻き(下)	150円
パンツ・下着	80円	ズボン	150円
ズボン下	110円	タオルケット	150円
シャツ	110円	靴	150円
トレーナー	150円	-	-

※セーター・カーディガンなど毛糸類はお引き受けできません

※衛生管理上、快適な生活をお送り頂くため、汚染した洗濯物は上記料金にて施設での洗濯を申し受けます

※上記以外の購入品等につきましては、別途申し受けます

3、「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者本人（あるいは代理人の方）が、本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方

【利用者負担第3段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、上記第2段階以外の方（課税年金収入額が80万円超の方など）

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても、高齢者二人暮らし世帯などお一人が施設に入所し、その利用料を負担することで、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	880円	550円	0円
利用者負担第2段階	600円			430円
利用者負担第3段階①	1,000円	1,370円	1,370円	
利用者負担第3段階②	1,360円			

4、支払い方法

- ・お支払い方法は、金融機関口座振替でのお支払いをお願いいたします。振込又は、現金でのお支払いの場合はご相談下さい。なお、利用開始月の請求は、手続きの関係上、現金又は振込にてお願いいたします。
- ・毎月10日に前月分の請求書を発行し、発行月の26日に口座振替をいたします。26日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振替となります。
- ・領収書は振替結果を確認後、その翌月に送付いたします。



## 【短期入所サービス利用時リスク説明書】

利用者 \_\_\_\_\_ 様      年齢 \_\_\_\_\_ 歳      性別 \_\_\_\_\_

説明担当者 \_\_\_\_\_

当施設では利用者が快適な短期入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

### 〔1〕高齢者の特徴について

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合があります。
- 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現する場合があります、徘徊や昼夜逆転、攻撃的行動、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。

### 〔2〕医学的管理・服薬管理について

- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- 当施設ご利用中は、必要に応じて当施設の医師が検査・投薬・処置等を行う場合があります。
- ご利用時に薬をご持参された場合、本人の状態に応じて処方内容を調整することがあります。
- 健康補助食品や市販薬を併用している方の場合、薬の効果が変化したり副作用の恐れがあるため、用法・用量の調整や服用の制限をさせて頂くことがあります。
- 当施設の医師の判断により、必要に応じて主治医に連絡を取らせていただくことがあります。
- 身体状況及び服用されている薬の影響による病状の変化が考えられる場合には、当施設医師より説明をいたします。

### 〔3〕送迎について

- 送迎時刻は、当日の道路状況や諸事情により到着が前後することがあります。
- 降雪、台風等の天候等により、事故防止のため、送迎およびご利用を中止する場合があります。
- 送迎車の運転については定期的に交通安全研修を実施し、月に一回会議にて情報共有を行い、日々の安全運転に努めていますが、後方からの追突事故等、防げない事故もあります。利用者にはシートベルトの着用を義務付けております。

- 運転手は医療従事者とは限りません。体調の悪い方は定時の送迎が出来かねる場合があります。
- 走行中に体調が悪くなった場合には、発生した地点が施設に近い場合は施設へ、自宅に近い場合は居宅へお送りします。
- 他の利用者の体調により、急遽、施設ではなく医療機関に向かう場合があります。
- 一人暮らしの居宅へ訪問した際に本人が倒れている場合等は、施設で定めた緊急時対応をいたします。
- 送迎等訪問の際に、ペットがかみついたり飛び掛かったりして事故が発生することがあります。居宅でペットを飼われている場合は、送迎等訪問の際にはペットに首輪やリードを着用したり、居室に入れるなどし、事故のないようご協力をお願いします。

#### 〔4〕 緊急時の対応について

- 利用者の病状に急変（発熱・意識低下・転倒による裂傷等）が生じた場合は、直ちに利用を中止し、当施設医師の判断によりご家族へ連絡し、受診して頂くことがあります。受診時の送迎については、ご家族や介護タクシー等の利用をお願いすることがあります。
- 利用者の病状に急変が生じた場合は、予め届けられた緊急連絡先に速やかに連絡をします。また、状態が緊急を要する場合、生命に関わると事業者が判断した場合は、救急車を要請し病院へ搬送する場合があります。
- 大地震等の急な災害等が発生した場合は、安全のため居宅にお送りせず、施設で過ごして頂く場合があります。又、帰宅される際、ご家族の迎えを要請する場合があります。

#### 〔5〕 利用について

- 食べ物、飲み物の持ち込みは、窒息防止、健康管理等のため、原則禁止です。
- 感染対策・感染予防に努めていますが、万が一、感染症が蔓延した場合は利用を休止して頂く場合があります。
- その他、利用約款-第7条、第8条、別紙1-5に記載の事項に反する行為が認められた場合は、介護支援専門員に連絡の上、利用を中止頂くことがあります。

上記事項〔1〕～〔2〕については、ご自宅でも起こりうることで、十分ご注意くださいようお願いいたします。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

## 個人情報の利用目的

介護老人保健施設「べにまんさくの里」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －介護保険サービスの質の向上のための学会・勉強会等での事例研究発表等。（この場合は、利用者個人を特定できないように配慮し使用することを厳守します。）

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供
  - －生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

前に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。



## 写真の掲示・広報への掲載についての意思確認

介護老人保健施設べにまんさくの里では、行事やレクリエーションの際に写真を撮影し、館内または居室への掲示や、広報への掲載を行っています。

ご本人様、ご家族様の意思確認のため、以下の該当項目に○をお願いいたします。

- 
1. 写真の掲示や、広報への掲載を行っても良い。
  2. 写真の掲示・広報への掲載のみ良い。
  3. いずれも望まない。

※ 広報とは、広報誌、ホームページ、ブログ等です。

※ お名前を掲載することはございません。

提出書類等チェックリスト

介護保険被保険者証	<input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 申請中（更新・区分変更・住所変更）
介護保険負担割合証	<input type="checkbox"/> 確認済
介護保険負担限度額認定証	<input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請予定
生活保護	<input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請予定
原爆手帳	<input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 無
医療保険被保険者証	<input type="checkbox"/> 確認済
重度心身障害者医療費受給者証	<input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請予定
特定疾患医療受給者証	<input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請予定
預金口座振替依頼書	<input type="checkbox"/> 提出済 <input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 振込

## 利用同意書

介護老人保健施設「べにまんさくの里」を利用するにあたり短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 及び別紙 5 を受領しこれらの内容に関して、担当者から説明を受け、これらを十分に理解したうえで同意します。

令和 年 月 日

事業者	所在地	〒739-0478 広島県廿日市市大野 1320 番地		
	電 話	0829-50-0031	FAX	0829-50-0037
	事業者名	医療法人 社団 光仁会 介護老人保健施設「べにまんさくの里」		
	代 表 者	施設長 沖 修一		
	担 当 者			

**【利用者】**

住 所	電話:	携帯:
氏 名		

【家族・署名代行兼入所者の身元引受人の同意】私は利用者の同意を確認のうえ代行署名し、連帯保証をいたしますとともに、別紙 4 個人情報の利用目的について同意します。自署が困難な場合は、代筆者名を記入

住 所	電話:	携帯:
氏 名		続 柄
住 所	電話:	携帯:
氏 名		続 柄

【本契約第 17 条 3 項の緊急時及び第 18 条 3 項事故発生時の連絡先】上記に氏名がある場合は住所等省略可

①	住 所	電話:	携帯:
	氏 名		続 柄
②	住 所	電話:	携帯:
	氏 名		続 柄
③	住 所	電話:	携帯:
	氏 名		続 柄

【本約款第 8 条における利用料金の支払者及び請求書・領収書の送付先】上記に氏名がある場合は住所等省略可

住 所	電話:	携帯:
氏 名		続 柄

【案内状送付先】上記に氏名がある場合は住所等省略可

住 所	電話:	携帯:
氏 名	E-mail:	続 柄

**【かかりつけ医】**

病院名 及び医師氏名	住 所	電 話:
---------------	-----	------

